

望月 社会保険労務士事務所

代表・特定社会保険労務士 望月 正也

e-mail info@mo-mochizuki.com

tel 029-875-4326 fax 029-875-4371

私は、東京生まれなので家では毎年7月にお盆を行ってました。母の実家（山形）には毎年8月お盆の頃に遊びに行っていました。ある時、何で東京のお盆は7月で山形は8月なのだろうと思い、母に聞いたら東京や大阪（他にもいくつか地域があるそうです）は7月でそれ以外は8月にやるものだと教わりました。つい最近まで8月のお盆が全国的な正式で、東京と大阪だけ別の文化だと思っていたのですが、本来は7月にやるもので東京や大阪以外は「農繁期」に重ならないよう1月遅れで行うようになったのだと教えられ、数の大小だけで思い込むのは危険だと、この歳になって改めて知った次第です。まあ、知らなかったのは私だけで、皆さんはご存じなのでしょうね。

精神障害による労災認定が7年連続で過去最多

1. 精神障害による労災の増加

厚生労働省が7月15日に公表した令和7年度「過労死等の労災補償状況」によると、過労死等に関する請求件数は6, 212件（前年度比1, 402件の増加）であり、決定件数は（支給・不支給の決定）は4, 692件（前年度比377件の増加）です。決定件数から不支給決定件数を差し引いた支給決定件数は1, 310件（前年度比5件の増加）となっており、うち死亡・自殺（未遂を含む）の件数145件（前年度比14件の減少）となっています。

上記過労死等の請求に対する支給決定の内、精神障害による労災の支給決定件数は1, 082件となり、前年度（1, 056件）を上回って7年連続で過去最多を更新しました。また、請求件数も4, 958件と過去最多となっています。

全支給決定1, 310件の内、精神障害で1, 082件（全体の82.6%）という数字で、如何に精神障害の比率が高いかわかりいただけだと思います。

業種別（中分類）に見ると、支給決定件数が最も多かったのは「社会保険・社会福祉・介護事業」（151件）、次いで「医療業」（139件）、「道路貨物運送業」（68件）、「総合工事業」（51件）、「飲食店」（45件）の順となりました。

精神障害の認定要因としては、対人関係に関する「上司等からのパワーハラスメント」（222件）が最も多く、次いで「顧客や取引先、施設利用者等からの著しい迷惑行為（カスタマー・ハラスメント）」（127件）と「セクシュアルハラスメント」（127件）が並び、仕事の量・質に関する「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」（40件）を大きく上回っています。

2. ハラスメント対策の徹底が必要

この結果からは、長時間労働のみならず、パワハラ、セクハラ、カスハラといった各種ハラスメントが精神的不調を引き起こしていることが読み取れます。

労働者の人生を守るために、そして貴重な働き手を失わないためにも、企業には、方針の策定・周知、相談体制の整備、職場環境の改善といった、ハラスメント防止措置の徹底がこれまで以上に求められています。10月からは、新たにカスハラ対策と就活セクハラ対策が全企業に義務付けられますので、今一度、自社のハラスメント対策を確認する機会にできるとよいでしょう。

【参考】

令和7年度「過労死等の労災補償状況」を公表します（厚生労働省）

<https://tomoiku.mhlw.go.jp/seminarevent/company/ryoshingakkyu/>